

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第三章 税金闘争

第一節 新税法と農民闘争

五〇年度国家予算において、税金総収入は五、六四六億円で前年に比べ七一四億円の減を示しているが、しかしその内容を見ると大部分は取引高税、織物消費税、法人税等の減少によるもので、農民にもっとも関係の深い申告所得税は二〇〇億円、すなわち前年度のわずか一一・七%しか減少していない。しかも地方税は前年一、五〇〇億に対して本年度は一、九〇〇億円と大きく増大しており、全体として農民負担は事実上加重されたと見て間違いない。四九年以来の農業恐慌の深化で赤字の続出しつつある農家とくに貧農層にとってこれが耐えがたい重荷となることは明らかである。

本年度はシャウプ勧告による新税制が実施されたが、それは農民の経済に対してどれほどの「救済」となったであろうか。基礎控除はいくぶん引上げられたが、自家労賃は必要経費から除外され、割当課税は禁ぜられたが経済収支の記帳能力のない貧農にとっては依然として不当割当がおこなわれる危険は残っている。なおまた予定申告額は前年度の最終所得決定以下のものを認めない点も、米のヤミ値はもとより農産物価格は下落し、都市失業者の農村還流等による過剰人口の重圧を、ドッジ・ライン強行によってますます重く感ぜざるをえない農家にとっては、決して合理的なものとはいえない。農民側の主要な関心が転換期にある供出と米価をめぐる闘争と同様に税闘争にむけられたのも決して偶然ではない。しかも税闘争はたとえば所得税について見ても七月予定申告と更生決定に対する闘争、十一月修正申告と中間仮更生決定に対する闘争、二月確定申告と更生決定に対する闘争、差押えに対する闘争というように、ほとんど年間を通して不断の農民運動の対象となっており、新しい申告制の実施以来農家の記帳指導は農民組織の日常活動の一つとなるものであり、この意味でもきわめて重要な分野となっている。今年度の税金闘争の特徴は、申告制にもとづく記帳と資料の整備、青色申告普及のための活動、国税法その他の法令の研究を農民組織が重視し実行し出したことで、税務署の査定をくつがえし、合法的に税額を争うためにはこのことがまず重要な第一歩となることは当然である。このような準備、調査研究活動の重視と同時に部分的ではあるが部落大衆動員体制による実力的税闘争や大衆デモの闘争手段がとられたことも特記されてよい。農青連群馬支部の指導で三月下旬三千名の大衆デモが高崎税務署に対して行われたことなどもその一例である。また税闘争の目標も、たんに経済的利益の擁護から、相当高度な政治的目標をかかっているものがでており、前述の周到な準備活動とともに戦後の経験が次第に積み重ねられて来たことを示している。たとえば静岡県田方郡税対策協議会は三月二日より三日間税金問題講習会をひらき参加者は三〇〇名におよんだが、そのテキストにはつぎのように書かれている。

「目標—現行の悪い税法を止めさせ、これを通じてくる農民いじめの国や地方自治体の予算を改めさせ、さらにこの予算をきめる現在の植民地的戦争準備政策を止めさせること。

敵手—吉田自由党内閣であり、この裏で政府をあやつる内外独占資本とその手先である。これらを打倒して農民や労働者や中小企業を守る民主的な政府を作ることが税問題解決の根本策であり早道だ」

さて新税制そのものに対する農民団体の反対運動を概観しよう。四月一九日東京日比谷公会堂で農業団体、国会共闘委、中小企業団体、消費者団体共同主催で地方税法案反対国民大会が開催された。会衆三千、司会者農青連中村幹事長、議長全農永井外三氏、運営委員日農大森等の諸氏を選出「わが国議会史初まって以来の悪法」地方税法案反対の討論が行われ、宣言決議をもって直ちに代表は首相、蔵相、両院議長各党を訪問抗議した。

また日農(主体性派)では地方税法案に対する反対理由として次の見解を発表した。(「農業復興」紙第九九号)

地方税法案に対する日農の反対意見(要旨)

(一)改正案はドッジ安定計画に税制面から奉仕しようとするものでわが国経済を窮地に追込む。

(二)収益の有無にかかわらず課税される附加価値税は弱小企業を破かいし、大企業では首切り、賃下げ、労働強化を促進し、農協組を解体させる。

(三)固定資産税は大企業の商品を値上りさせ税金の負担を消費者に転嫁し、農民に対しては、地租、小作料の大巾引上げを行い農地改革の意図を抹殺する。

(四)市町村民税は所得税割、均等割で地方勤労者の負担を三倍にも過重するの、法人は所得割を課さず従来より軽減される。(以上)

日農(統一派)は地方税法案の意義をつぎのように指摘し、当面の闘争ではもっとも重要なものとして反対運動を指示した。(第四回大会決定)

(一)税の増徴が自由自在にでき準戦時態勢の税法であり大収奪を強行する。

(二)地方自治体は徳川時代の代官所の如きものとなり人民弾圧と恐怖政治の下請機関となる。

(三)巨大資本の脱税を合理化し大資本には減税となる。

(四)地方自治体をたくみに上から操縦して対立抗争させ、人民闘争の統一を妨害し中央権力に屈服させる。(「農民運動資料」第四号、一六頁)

さらに農業復興会議、日農、全農等農民団体は税制改革に関する意見をシャウプ使節団に提出し、また大蔵省その他官庁に対し課税方針を問い質す等中央地方にわたり各種の交渉がおこなわれた。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始